

釈文の訂正と追加（一〇）

秋田・秋田城跡（第一・八・一二号）

- 1 所在地 秋田市寺内字鵜ノ木
- 2 調査期間 一 第二五次調査 一九七八年（昭53）七月一
二月、二 第三九次調査 一九八四年四月～七月、
三 第五四次調査 一九八九年（平1）四月～
- 二月
- 3 発掘機関 秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所
- 4 調査担当者 一 小松正夫、二 小松正夫・日野 久
三 小松正夫・日野 久・松下秀博・西谷 隆
- 5 遺跡の種類 城柵官衛跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
- 7 木簡の釈文・内容

秋田城跡出土の木簡については、本誌第一・八・一二号で報告したが、第一二号で報告した第五四次調査分、すなわち外郭東門西南の湿地SG一〇三二のスクモ層から出土した木簡については、整

理・解読の途上で四点について報告したにとどまっていた。その後、第五四次調査出土木簡は二九六点に及ぶことが判明し、その全貌は『秋田城出土文字資料集II』（秋田城跡調査事務所研究紀要II、一九九二年）において報告した。また、『秋田市史』第七巻古代資料編（二〇〇一年）などで一部の釈文の訂正を行なっている。本誌においてもこれらの成果の一端を紹介したいというのが、今回の追加紹介の意図の一つである。

また、木簡の科学的保存処理の前後における再検討や、今般編集が進められている『青森県史』資料編古代二による東北地方出土文字資料データの収集過程における再検討によつても、新たな釈読成果を得ることができたため、釈文の新たな訂正が必要となつた。

そこで、今回、本誌既紹介の木簡の釈文訂正と、『秋田城出土文字資料集II』で報告した木簡のうち主要なもの追加、という形で、秋田城跡出土木簡の紹介を行なうこととした。『秋田城出土文字資料集II』所収の釈文の訂正をする木簡はすべて紹介することとし、秋田城跡出土木簡番号の後ろに※を付して明示した。

なお、その際、法量の訂正や釈読できない文字数の変更など、軽

微な訂正だけの木簡は省いた。釈文の検討は、小松正夫（秋田城跡調査事務所）・鐘江宏之（学習院大学）・古川淳一（青森県史編さんグループ）・渡辺晃宏（奈良文化財研究所）が行なつた。釈読再検討の基本的な方針としては、ものとしての観察結果を最優先させた上で、

従来の釈文を尊重し、できるだけ釈読を後退させないようにし、訂正是原則として、①従来釈読できなかつた文字を釈読できる（可能 性も含む）場合、②従来の釈読に替わる（可能性も含む）代案を提示 できる場合、に限ることとした。

一 第二五次調査

井戸 S E 四〇六

(1) 「下野国河内郡□部郷□
〔財カ〕」

天王御為□□□□□□□□□□□□□□
大国王御為五□□□□□□□□□□□□□□
父母一柱御為五百□□□□□□□□□□□□□□
若国□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
過去現在眷属御為五×□□□□□□□□□□□□□□
〔王御為カ〕」

菩薩
天平勝寶四年七月廿五日
□
〔縁カ〕〔縁カ〕〔縁カ〕〔現カ〕

664×(35)×11 081 第四・五号※
1(5)(6)

第四号、第五号として報告されたものが、上下に接続。六五cmを

超える長大な木簡であることがわかつた。右辺割れ。読誦の回数を記した転読札の類とみられるが、国郡郷名から書き出す」との関係は明らかでない。天平勝宝四年は七五一年。

二 第三九次調査

上端は山形に尖らせる。下端は折れ。長大な呪符木簡で、末尾部 分は「急々如律令」であろう。

三 第五四次調查

SOG | OIII

- (1) 「一番長解」 (92)×(12)×2 081 第一〇〇号

〔三番財部□君万呂四番□部馬口〕 (175)×(39)×2.5 081 第一八五号

〔上野国解 申進□□□〕 (239)×(18)×4 081 第五〇号

〔上野国進鎮〕 (80)×(21)×3.5 081 第一五号

〔上総國部領解 申宿直合五人 火×〕 (109)×40×4 019 第一一号

〔申進上御門宿〕 (228)×(27)×5 081 第一〇四号

〔火長刑部〕 (208)×(20)×3 081 第一〇五号

(2) 「延暦十年四月廿一」田 (143)×25×5 032 第六一號※ 12(4)

〔八月廿五日下狹饗料□一条〕 (225)×26×3 019 第七一號※

(3) 「主糧返抄」 (73)×35×3 019 第一八号

(4) 「謹解 申請殿門酒事 合一匠」 (465)×40×3 051 第六六號※

〔延暦十二年二月廿五日下毛野岡人〕 (228)×(27)×5 081 第一〇四号

〔火長 火長田□□□ 子□□□家力長〕 (208)×(20)×3 081 第一〇五号

(5) 「解 申進上物事 合鰣拾四隻」 [205]×21×1 011 第七〇号

〔右件便附使進上如件〕

(13)

・「火長他田マ糧万呂
物マ子宅主 矢田マ子酒万呂
大伴マ真秋山 神人マ福万呂
長門マ□万呂 三村マ子舊人
大伴マ真古万呂 小長谷マ犬万呂
尾治マ子徳□万呂」

矢田マ子宅主
神人ママ秋山
大伴マ福万呂

長門ママ□万呂
三村マ子舊人
大伴マ真古万呂
小長谷マ犬万呂

尾治マ子徳□万呂

卷之三

火長矢田マ宅磨
他田マ真京

(17) 物儀ママ
三波

四〇六

火頭公子真酒万呂合
公子足 文部廣山
日陽マ青楊 蔦三村部子

(18) 丈人子當成

・「小長谷マ大町
生マ手子万呂
公子福善 生マ家成一鬼甘犬甘
三村マ真數 以正月四日 □長千相
〔郎カ〕

千萬呂

稻力本工

神力合×

〔大殿〕九人十八人

(19)

『大殿』九人十八人

(19)
毛□
張□
邵□
真□
真□
鳥□
合
合

卷之三

土師マ真尼万呂『合合』
三刀部総足廣成

鳴尾
××

9

(16)

(15)

(14)

大伴若万呂	火長己足	神人倉下吉	上 里カ
子カ	神人	万呂	子カ
他田粟万呂	生マ	万潤	カ
万呂	マ	潤	カ
食万呂	火	長	カ
万呂	長	己	カ
万呂	己	足	カ
万呂	足	吉	カ
万呂	吉	吉	カ
万呂	吉	吉	カ

丈稻万呂
人伊大知
屋カ
上マ万口

(396)×(46)×3 081 第八〇号※ (140)×47×5 065 第一〇号※

(21) 「一子太□一升 夜□矢一升 一伊佐伎一升 鑑取一升 一伊波□一升」

413×33×6 011 第一八号

・「伊佐伎三升 真紀□一升 子□一升 □手一升」

(22) 鳥百五十

子淨足百五十
若公百五十
羊百五十

公足百五十

百五十

〔百呂百五十〕
〔万呂百五十〕
〔万呂百五十〕

(120)×32×3.5 019 第二四号※

(26) □子得員千一百

〔百呂〕
〔米五石代〕

(112)×(17)×2.5 081 第二二十七号※

(27) 上野國綠□□□足□□

〔百呂〕
〔人〕

220×21×13 051 第七四号

(28) 最上郡糒一斗□□□人

〔百呂〕
〔人〕

(173)×18×4 051 第六九号

(23) 子□万呂
真□万呂
身万呂
百五十
真□廣成

〔采カ〕
〔百カ〕
〔百カ〕
〔百カ〕

〔子万呂〕

116×(28)×3 081 第一〇九号

書生丈マ□□

(204)×23×4.5 051 第七五号

(24) □四卷 役病行

□□五□
〔卷カ〕
〔高泉水カ〕

(29) 平鹿郡糒五斗延暦十一年□月廿六日

(204)×23×4.5 051 第七五号

(30) ▼□□□糒五斗□□□
〔郡カ〕
〔挾抄檜前カ〕

延暦十一年□月廿一□□□□

(127)×23×4 033 第五六号※

〔私カ〕
奉鳥取部雄足

(85)×(29)×2 081 第一〇一號※

(25) 掃守□□□

□□乙乃子 一寸一寸

(203)×(14)×1.1 081 第二二二號※

- (31) • 「壬生虫万呂春米糒五斗
〔――〕年五月十日 (148)×21×2 019 第七二号
- (32) • 「▽」国淨万呂調米五斗
〔▽〕月九日 (128)×25×4 033 第六四号
- (33) □□物マ□倉調米五斗 091 第一八号※
- (34) 「廣面郷公子並神調九斗 (185)×(22)×1 081 第一七号※
- (35) 「大田郷石マ□安女」 154×21×3 051 第七七号※
- (36) • 「▽山方郷大伴部白麻呂上□□石」
〔一カ〕 (40) 「伊□社大伴マ龍万呂」 195×22×5.5 065 第五六号
- (37) • 「▽吉弥侯里秦根」一斗五斗
〔▽〕月十七日 (134)×20×4 033 第五一号※
- (38) • 「▽上稻〔豊カ〕」
「▽酒見公〔繼〕」 166×22×3.5 033 第五二号※
- (39) ▽□―― 延暦十四年 (41) 「枚人」 175×18×5 051 第七八号※
- (40) 「伊□社大伴マ龍万呂」 147×20×5 051 第七八号※
- (41) 「奉神」 317×35×10 032 第五一号※
- (42) • 「□□○□□○内寅○丁卯○戊辰○□□○庚□○□□○壬□○□西○」
• 「□□○□□○□子○□□○□□○□□○庚□○辛巳○壬午○癸未○」
• 「□□○□□○丙戌○丁□○□子○□丑○庚寅○辛卯○壬辰○□□○」
• 「□午○乙未○丙申○丁酉○戊戌○己亥○庚子○□□○壬寅○癸□○」
• 「□□○乙□○□午○丁未○戊申○□□○□□○癸□○」
• 「□□○□卯○□□○□□○己未○庚申○□□○壬戌○」
• 「□□○□□○□□○戊辰○□□○庚□○□□○壬申○□□○」
277×27×27 065 第八四号※

(43)

□□□ □□三井]

(112)×(9)×6 081 第三八号※

(52)

・波流奈礼波伊万志□□□□□

□□□□□

(44)

・長大生小常」

・由米余伊母波夜久伊□□奴□止利阿波志□

(181)×20×6 081 第一七九号※

(45)

・刀万呂」

(119)×24×4 019 第二十九号

(46)

□所□子津□□田川郡

091 第一八六号

(47)

・「□田マ子諸忍□

(132)×(29)×5.5 081 第七二一號※

(48)

置賜□

091 第一〇〇号

(49)

・「□□□申□□□□□□□□不□□

310×27×1 061 第八五号

(50)

奉神 丈マ多万呂□□マ□□

091 第二九号

(51)

・「弓□□□□

(90)×12×2 081 第八七号※

(52)

右米□

091 第二〇一號

(53)

・「□□□

(132)×(29)×5.5 081 第七二一號※

(54)

国府府寺□□

091 第二九号

(55)

・「□□□

310×27×1 061 第八五号

(56)

奉神 丈マ多万呂□□マ□□

091 第二九号

(57)

・「□□□

(90)×12×2 081 第八七号※

(58)

右米□

091 第二〇一號

(59)

・「□□□申□□□□□□□□不□□

(132)×(29)×5.5 081 第七二一號※

(60)

国府府寺□□

091 第二九号

(1)は、上端は切り込み部分で折れ。また、表面は上半を中心に削り取られており、糺讀でもない。延暦一〇年は七九一年。年紀を月日まで記すものには、(28)～(30)など糊の事例があり、これも糊の荷札か。

(2)は、下端折れ。左辺上部に焼痕がある。蝦夷に対する饗食のために、物品を下付したことを示す木簡。品目名の「□」は草冠に「田」「八」「土」を重ねる字体。「轟」または「稲」の異体字である「縊」か。条は細長い物を数える単位であり、「かずら」の意であろう。「田川」は出羽国田川郡か。(3)は、下端折れ。返抄木簡の

(51)



163×(32)×3 081 第一七四号※

163×(32)×3 081 第一七四号※

上端。「主糧」は糧物を担当する官職か。(4)は、下端を左右から削り出して緩く尖らせる。表面の「二匠」は不詳。「二缶一斗」の可能性もあるか。但し、「缶」の最終画を之繞風に書く字形は類例を見ない。延暦一二三年は七九四年。(5)は、上端は山形、下端は方頭を呈する。鯛の進上木簡。

(6)は、下端折れ、左辺割れ。鎮兵あるいは兵士の番長の解の断片。(7)は、下端折れ、左右両辺割れ。「三番」「四番」と見え、(6)と同じく上番に関わる木簡か。

(8)は、下端折れ、右辺割れ。(9)は、下端折れ、左辺割れ。(8)(9)ともに上野国からの解。いずれも鎮兵ないしその糧物の進上木簡である。

(10)～(12)は宿直木簡。(10)は、下端折れ。上総國部領(使)の解の様式による同國鎮兵の宿直木簡。「部」は偏を大幅に省略し、「マ」に近い字形をとる。(11)は、上端は櫛状に割りを入れる。下端は折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとどめない。門の宿直を報告する木簡。(12)は、上下両端折れ。文字の残り具合からみて、左右両辺も原形をとどめないか。

(13)～(23)は歴名木簡。(13)は、軍団の火長以下〇名を列記した完形の歴名木簡。物部子宅主は第一〇八号木簡にも見え、また、第二〇六号木簡には大伴部真秋山と思われる「真秋山」が見える。(14)は、下端焼損。上端も原形をとどめないか。あるいは宿直木簡か。(15)は、

賦役令役丁匠条に基づいて構成された、火頭及び丁匠と思われる一〇名の人名を列記した完形の歴名木簡。(16)は、上端折れ。「九」は「凡」の可能性もある。「稻本」「八木」は人名とみられるので、「凡人十八人」の方が「人名+人数」という記載の整合性が高くなる。「大殿」は殿舎の尊称。木簡作成部署ごとに大殿があつてもよいが、ここではむしろ秋田城全体の大殿、すなわち政庁を指す可能性が高いか。(17)は、上端折れ。表面には人名を列記、裏面には日付と人名が書かれる。

(18)～(23)は帳簿様の歴名木簡。(18)は下端折れ。比較的幅の広い帳簿様の歴名木簡。一部に合点を付す。裏面の「神」の次の文字は、「出」または「上」の可能性がある。(19)は、下端折れ。木簡を一次的に整形し、何らかの木製品に転用したもの。右辺は上に向かって細く削っている。(20)は、上端折れ。下端は円弧状を呈する。右辺割れ。あるいは折敷の底板などを転用したものか。六段にわたる人名が残る歴名木簡。一部に合点が付される。一部の人名の末尾に見られる「戸主」は合わせ文字。(21)は、人名と数量を列記した長大な帳簿状の歴名木簡。一部に合点が付されている。(22)(23)は、「(人名)+百五十」を列記する帳簿状の歴名木簡。(22)は上端折れ。(23)は、上下両端二次的切断。左右割れか。

(24)は、上下両端折れ、左辺割れ。經典の説誦に関する卷数に相当する木簡と考えられる。「役病行」「高泉水」は、行配りから考えて

もその上の「卷」の註記ではなく、横に連なる連続した記載となるべきであろう。なお、「卷」は従来いすれも「番」と訛読してきたもの。

(25)は、上下両端折れ。右辺二次的削りか。(26)は、上下両端折れ。

左右割れか。(27)は、下端は左右から削って尖らせる。右辺も文字の一部を欠いており、二次的整形か。「上野国緑□□」は上野国緑野郡のことと思われるが、残画から「野郡」を読み取るのは困難。

(28)～(30)は、郡を単位とする糒の荷札。(28)は上端は山形。下端は尖頭状に作る。出羽国最上郡の糒の荷札。(29)は、下端を尖頭状に作るが、先端を欠損。出羽国平鹿郡の糒の荷札。延暦二年は七九二年。

(30)は、下端折れ。表面三文字目は従来「郷」と読まってきたが、「郡」と訛読でき、また裏面にも新たに年紀が確認され、(28)(29)と同様の荷札であることが明らかになった。表面の「挾抄檜前」は、かじとりの檜前の意か。「檜」は木偏に「色」を書く異体字。征夷のために坂東諸国に糒を準備させたことは、『続日本紀』延暦九年(七九〇)閏三月乙未条と同延暦一〇年一一月己未条に見える。これらは当事国陸奥・出羽における準備を前提にした施策だったのであろう。

(31)は、左辺上部は割れて欠損。下端折れ。左辺上部に焼痕あり。「春米糒」は他に見えない。糒は炊いた米を乾燥させたもので、敢えて「春米」を付した理由は不詳。春米として管理していたものを

糒に加工したことを特に表現するためか。あるいは、糒の荷札の類例(28)～(30)が基本的に郡単位の貢進書式をとることからすると、個人単位の貢進書式をとるこの荷札は、糒加工用の春米の荷札といふこともあり得るか。

(32)は調米の荷札。下端折れ。他の事例からみて「五斗」と統いていたのであろう。(33)は調米の荷札の削屑で、長さ一六〇mm幅二一mm厚さ二mmを測る大型のもの。冒頭の「□□」は、従来「□八斗」と読まれていたが、そのように読むと荷札との理解が難しくなる。

(34)～(37)は郷または里から書き出す荷札。(34)は下端折れ、左辺割れ。

「公子」の二文字は、従来「草」と読まってきた。「公子並神」は調の貢進者名であろう。「廣面郷」は『和名抄』には見えないが、秋田市に近世初頭まで遡る地名「廣面」が現存し、これにあたるとみられる。「九斗」は異例だが、調米の荷札か。(35)の「大田郷」は、出羽国出羽郡大田郷か。(36)は完形の荷札。「山方郷」は出羽国最上郡の郷名。品目部分の一文字目は米偏のみ残存し、「糉」などの可能性がある。「奉神」は神社へ貢進する物品であることを示すか。神祇祭祀に関わる木簡には、他に(40)(55)などがある。「五月」の上が「九年」であるとすれば、延暦の紀年銘木簡が多数共伴していること(下限は(39)の延暦一四年)からみて、延暦九年の可能性が高い。(37)

は、下端焼損。表面は、「吉弥侯里」(地名)十「秦根」(人名)十「二斗五」(貢進料)とも、また「吉弥侯里秦」(人名)、「根」(品

名）+「二斗五」（貢進料）とも解釈できる。「吉弥侯里」の存在は知られず、「根」は海藻根の可能性が考えられるが、海藻根を斗量で量る事例はない。但し、海藻類を斗量で量る例はないわけではない。

(38)は、「継」の右側が欠けている可能性があり、木簡の左辺は二次的整形ともみられる。貢進する稻の付札。裏面の人名は從来「男継」と読まれてきたもの。

(39)は、左辺上部に切り込みが残る。荷札木簡を用途不明の木製品に二次的に加工したもの。文字は、木簡上部は左端部分が僅かに残る。年紀部分は左半が残る。延暦一四年は七九五年。

(40)の「伊奈社」は不詳。(41)の「枚人」は名であろう。

(42)は、棒状の材を七面に面取りし、干支を一〇組ずつ記す干支棒木簡。文字の残りが悪く、釈読でききない部分が多いが、第一面から第六面で完結し、第七面には再び第一面と同じ「甲子」から「癸酉」までが書かれていたと思われる。実際の字配りはかなりまちまちで、残りが悪いこともあって厳密な字配りの復原は困難であるため、釈文は便宜干支ごとに二文字ずつ揃えて整列して示した。なお、第五面では、字配りからみて「己酉」「庚戌」「辛亥」「壬子」のいづれかを欠き、第六面でも一〇番目にあるべき「癸亥」の書かれる余地が残されていない。第一面から第三面には干支間に穿孔（貫通しない丸い凹み）があり、第一面では、一〇番目の干支の下にも穿孔がある。

(43)は、上端折れ、左右両辺割れ。從来「尾治部□山主」と釈読さ

れてきたが、残画からみて「尾治部」とは釈読できない。(44)は、上端折れ。「大生」は「大壬生」に同じ。(45)は、下端折れ。左辺は割れか。(46)は、檜扇の骨の一本に墨書きがある。(47)は、下端折れ。左右両辺はいずれも上部が割れ。(48)は、木簡を二次的に整形し、へラ状木製品に転用したもの。現状の上部三分の一ほどを細く削り出す。「壬生マ」は「壬生マ」に同じ。(49)は、木簡を二次的に整形し、斎串に転用したもの。上端折れ。下端は尖らせる。表面三文字目は從來「佑」と釈読し、官司の構成を考える根拠としてきたものだが、釈読困難。

(50)は、上下両端二次的切断、左辺割れ、右辺削り。(51)は左辺削り、右辺割れ。從来これらは左右に接続すると考えられていたが、同材でその可能性は高いものの、直接は接続せず、間に別断片があつたとと考えられるため、別番号を与えることとした。

(52)の表面の「伊万志□□」は、從来「伊河志波万」と読んできた部分である。二文字目は「河」と釈読するには残画が少なく、むしろ「万」に近い。逆に五文字目「万」は「河」でもよい。四文字目の「波」は不詳。裏面の「伊□□奴」は從来「伊和万始」と読んでいたが、このうち「始」は「奴」。二文字目の旁は「口」ではない。また從来の「止利河波志」のうち「河」はどうちらかといえば「阿」に近い。

(53)～(57)は削屑。(53)は、上端が原形をとどめる。「田川郡」は出羽国田川郡。文字の大半が残り墨痕も比較的明瞭であるが、糺読できない。(54)は、上端が原形をとどめる。「置賜郡」は出羽国置賜郡。

(55)は、右辺が原形をとどめるか。「奉神」は(36)にも見える。(56)の「米」は、従来「少丁」と糺讀していた部分。(57)は習書であろう。「府」は符と通用する。



(10)
(赤外線画像)



(52)



(2)表(部分)
(赤外線画像)

(小松正夫)

文化財写真に携わる人の必携マニュアル 『埋文写真研究』一八号

埋蔵文化財写真技術研究会編

卷頭言

CTP工程の最新技術と校正方法

ネガティプ入稿による白黒高品質印刷

赤外撮影による遺構検出の試み

闘鶏山古墳撮影

そこそこカメラマンをめざして

年輪年代学におけるデジタル画像技術の活用

背景紙の螢光反応

在庫状況のお知らせ

頒価 一号～五号 品切れ、六号～八号 三五〇〇円

九号 三〇〇〇円 一〇号～一八号 三五〇〇円

送料 一冊～四冊 五〇〇円

五冊～一〇冊 一〇〇〇円 一一冊以上 無料

ご注文は、埋蔵文化財写真技術研究会まで直接お申し込みください。ご送金は郵便振替でお願いします。

宛先 ☎六三〇一八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所氣付 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 ○七四二一三〇一六八三八

郵便振替 口座番号 ○一〇五〇一九一九九三〇

ホームページ <http://www.maishaken.jp/>